

2020年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問に答えなさい。(配点：100点)

(設例)

1. Xは、令和元年10月12日、「Vから現金をだまし取ろうと企て、V方に電話をかけ、Vに現金を送付させようとしたが、その目的を遂げなかった」旨の被疑事実(以下「本件被疑事実」という。)で逮捕され、10月14日に勾留された。

Xは、逮捕・勾留中、警察官Kと検察官Pにより、本件被疑事実について取り調べられた。Xは、逮捕直後は、本件被疑事実を否認し、弁解の供述をしていたが、途中から黙秘するようになった。

Pは、本件被疑事実に関するXの自白調書は取れていないが、Xを本件被疑事実で起訴できるだけの証拠があるとして、勾留期限内に、本件被疑事実と同旨の公訴事実(以下「本件公訴事実」という。)により、Xを裁判所に起訴した。

2. 12月19日の第1回公判期日において、Xは、本件公訴事実について、「まったく身に覚えがありません。無実です。」などと述べた。Xの弁護人YもXの無罪を主張した。

Kは、Pから「公訴を維持するには、証拠は十分であるが、勾留中のXから自白を取れるのなら、取ってくれ。」という旨の指示を受けた。そこで、Kは、12月20日午後、警察署の取調室において、Xに対し、供述拒否権を告知した後、3時間ほど、本件公訴事実について取り調べた(以下「本件取調べ」という。)ところ、Xは、早く裁判を終わらせたい旨述べて、本件公訴事実について供述を始め、Xの自白を内容とする供述調書(以下「本件供述調書」という。)が作成された。なお、Yは、12月18日から20日の3日間、Xと接見しておらず、また、Xが本件取調べを受けている事実を知らなかった。

3. 第3回公判期日において、Pは、本件供述調書について証拠調べを請求したが、Yは、この証拠調べには異議があるとの証拠意見を述べた。裁判所は、本件取調べを違法と考えた。

[問]

裁判所が本件取調べを違法と考えた理由を述べたうえ、裁判所は、本件供述調書を証拠とすることができるかについて論じなさい。ただし、逮捕および勾留の各適法性を検討する必要はない。